

1	監査等の種類	定期監査及び行政監査
2	監査の対象	ぎふ魅力づくり推進部 令和7年度4月～8月分 必要に応じて令和6年度分
3	監査の着眼点	令和7年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画 (以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
4	監査の実施場所	実施計画に定める実施場所
5	監査の日程	令和7年10月1日～令和7年11月18日
6	監査の結果	岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。 上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。 なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

レンタサイクル使用料の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年8月末現在では、6件、37,800円である。

シェアサイクル利用料の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年8月末現在では、2件、18,400円である。

レンタサイクル鍵紛失に係る実費弁償の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年8月末現在では、2件、3,408円である。

レンタサイクルの損傷に係る実費弁償の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年8月末現在では、1件、4,515円である。

鵜飼観覧船使用料の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年8月末現在では、1件、89,400円である。

過年度未収金の早期回収の対策を検討し、必要な措置を講じられたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市会計規則第64条の2第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第2に定める区分によるものとし、別表第2では、役務費の支出負担行為として整理する時期は、「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、令和7年5月1日付けで契約が締結された開館40周年記念企

画展「お江戸ブックワールド」岐阜バス車内広告料は、令和 7 年 8 月 5 日に至るまで支出負担行為書が作成されていなかった。

イ 岐阜市会計規則第 65 条第 1 項は、「支出命令書を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。

しかしながら、科学館において、毎月定額支払のプラネタリウム全天デジタル補助投影システム賃借料（月額 362,285 円、年額 4,347,420 円）について、担当職員が令和 6 年 7 月分賃借料に係る支出命令書の作成時に財務会計システムの支払金額を誤って 326,285 円と入力し回議した結果、科学館及び会計課の職員も金額の誤りに気が付くことなく決裁を終えたため、令和 6 年 9 月 2 日、36,000 円が不足したまま支払われていた。

今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(3) 適正な事務執行について

ア 体育館スポーツ教室は年 2 回、年度の上半期と下半期に市内 9 体育館でテニスやバドミントン等のスポーツ教室が開催され、上半期は 3 月に、下半期は 8 月に申込を受け付けている。申込者に対してスポーツ安全保険への加入を促しており、当該保険への加入希望者は当該教室の受講料に当該保険の保険料を加えて市へ支払う。体育館スポーツ教室の申込者情報及び保険加入希望者情報は市民スポーツ課の担当職員が E x c e l で名簿を作成して管理するとともに、スポーツ安全保険への加入希望者については、担当職員が公益財団法人スポーツ安全協会（以下「協会」という。）が運営するスポーツ安全保険加入依頼システム（以下「システム」という。）に保険加入希望者情報を登録し、協会から市に請求された保険料を支払うことでスポーツ安全保険への加入手続が行われる。

令和 7 年 4 月 6 日までに受け付けた上半期の体育館スポーツ教室の受講者のうち、スポーツ安全保険への加入希望者 1,635 名については、保険料 2,158,050 円を一般会計（雑入）に収入した。その後、4 月 9 日、加入希望者 1,635 名のうち、北西部体育館及び岐阜ファミリーパーク体育館での開催分 168 名については、担当職員が協会のシステムに登録をし忘れ、加入希望者 168 名に係る保険料 209,900 円も協会に支払われなかつた結果、スポーツ安全保険に未加入とな

っていた。

イ 地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）による令和 5 年 5 月 8 日公布（施行は令和 6 年 4 月 1 日）前の地方自治法第 243 条は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。」と規定し、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）による令和 6 年 1 月 19 日公布（施行は令和 6 年 4 月 1 日）前の地方自治法施行令第 158 条第 1 項は、「次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。」と規定し、次に掲げる普通地方公共団体の歳入は、使用料及び手数料等に限定している。

また、令和 5 年 5 月 8 日公布（施行は令和 6 年 4 月 1 日）後の地方自治法第 243 条の 2 第 1 項は、普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、公金事務を委託することができる旨規定し、同法第 243 条の 2 の 5 第 1 項は、普通地方公共団体の長が第 243 条の 2 第 1 項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、「指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの」及び「その性質上その収納に関する事務を委託することができる歳入等は、『指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの』」のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする旨規定している。

なお、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項は、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務を行わせている者に当該従前の公金事務を行わせることができる旨規定し、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条は、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例により、この政令の施行の日の前日において改正前の地方自治法施行令により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者に当該従前の公金事務を行わせることができる旨規定している。

さらに、岐阜市会計規則第 55 条第 1 項は、指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者が提出する申出書に記載する普通地方公共団体の長が必要と認め

る事項は、歳入等又は歳出の種類とする旨規定し、同条第 2 項は、収入命令者及び支出命令者は、指定公金事務取扱者を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならないとする旨規定し、同条第 3 項は、指定公金事務取扱者の指定は、会計管理者に合議の上、岐阜市事務決裁規則に定めるところにより決裁を受け行うものとする旨規定し、同条第 4 項は、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したときは、公金事務に係る歳入等の事項を告示する旨規定している。

しかしながら、市民スポーツ課において、市体育館等を管理運営する業務として指定された指定管理者に対し、指定事業として「スポーツ教室の実施」を行わせるにあたり、経過措置により改正前の地方自治法の規定が令和 6 年 4 月 1 日以降令和 8 年 3 月 31 日まで適用されるが、その場合も雑入について収納事務を私人に委託することは認められていないにもかかわらず、体育館スポーツ教室の開催時に受講者から当該スポーツ教室の受講料及びスポーツ安全保険に係る保険料を雑入として収納させていた。

さらに、令和 6 年 4 月 1 日以降、改正後の地方自治法、同法施行令及び岐阜市会計規則の規定により当該受講料及び保険料に係る公金事務を取扱うものとして指定公金事務取扱者の指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議し、会計管理者に合議の上、指定に係る決裁を受ける必要があるが、これをしていなかった。

加えて、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したときは、公金事務に係る歳入等の事項を告示しなければならないにもかかわらず、これをしていなかった。

ウ 地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）による令和 3 年 3 月 31 日公布（施行は令和 4 年 1 月 4 日）後の地方自治法第 231 条の 2 の 2 第 1 項は、普通地方公共団体の歳入を納付しようとする者は、歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として普通地方公共団体の長が指定するもの（以下「指定納付受託者」という。）に納付を委託できる旨規定し、同法第 231 条の 2 の 3 第 1 項は、指定納付受託者が歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる旨規定している。

また、岐阜市会計規則の一部を改正する規則（岐阜市規則第 25 号）による令和 6 年 3 月 31 日公布（施行は令和 6 年 4 月 1 日）後の岐阜市会計規則第 53 条第 1 項（施行前は同規則第 55 条）は、指定納付受託者の指定を受けようとする者

が提出する申出書に記載する普通地方公共団体の長が必要と認める事項は、歳入等の種類とする旨規定し、同条第 2 項は、収入命令者は、指定納付受託者を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならないとする旨規定し、同条第 3 項は、指定納付受託者の指定は、会計管理者に合議の上、岐阜市事務決裁規則に定めるところにより決裁を受け行うものとする旨規定し、同条第 4 項は、指定納付受託者を指定したときは、指定納付受託者に係る事項を告示する旨規定している。

しかしながら、令和 4 年度以降、市民スポーツ課が指定事業として行わせる体育館スポーツ教室において、受講料及び保険料をキャッシュレス決済により支払った場合、受講者から業者を通じて市へ納付されていたが、担当課は、保険料についてキャッシュレス決済による納付事務を行った当該業者を指定納付受託者として指定していなかった。

さらに、岐阜市会計規則の規定による当該保険料に係る納付事務を取扱うものとして指定納付受託者の指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議し、会計管理者に合議の上、決裁を受ける必要があるが、これをしていなかった。

加えて、指定納付受託者として指定したときは、指定納付受託者に係る事項を告示しなければならないにもかかわらず、これをしていなかった。

今後は、地方自治法、地方自治法施行令及び岐阜市会計規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

(4) 公用車の後退時における降車及び誘導の徹底について

令和 6 年 4 月から令和 7 年 8 月までの間に、公用車の後退時における事故が 1 件発生し、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。

後退時に降車及び誘導をするなど、安全確認の徹底について指導されたい。

(5) 事故の防止について

令和 7 年 7 月 11 日に、鵜飼観覧船の乗船客が乗船時に提灯と船体を繋いでいる紐に足を引っ掛け転倒し、怪我をする事故が発生した。

今後は、同様の事故が起こらないよう安全管理を徹底されたい。